

## 勤務環境改善医師派遣等推進事業実施要綱

令和6年10月23日6保医医人第1688号  
一部改正 令和7年10月31日7保医医人第1833号

### 第1 目的

この要綱は、長時間労働医療機関への医師派遣等を行う医療機関等の運営等に対する支援を行うことにより、長時間労働医師が所属し、地域において重要な役割を担う医療機関の医師の時間外・休日労働時間を短縮すること及び地域医療提供体制を確保することを目的とする。

### 第2 実施主体

本事業の実施主体は、都内の連携型特定地域医療提供機関(連携B水準医療機関)とする。

### 第3 対象事業

派遣受入医療機関の医師の労働時間短縮に向けた取組と医療体制を確保するための医師派遣等を推進する事業。ただし、年の時間外・休日労働が960時間を超える又は超えるおそれがある医師を雇用している医療機関で、対象医師の所属する診療科の勤務体制を確保するための医師派遣に限る。派遣形態は非常勤による定期的な医師派遣とし、同一法人間及び都外への医師派遣を除く。

なお、「年の時間外・休日労働が960時間を超えるおそれがある医師を雇用している医療機関」とは、「年の時間外・休日労働が720時間を超え、960時間以下の医師を雇用している医療機関」をいう。

### 第4 事業に係る経費の補助

事業の実施主体が、この要綱に基づき実施する事業に要する経費の補助については、別に定める「勤務環境改善医師派遣等推進事業補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で行うものとする。

### 第5 その他

この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則(令和7年10月31日7保医医人第1833号)

この要綱は、決定の日から施行し、令和7年11月1日から適用する。